

※使用料を改定する部分は色がついております。

体育施設

改正後					改正前							
●体育施設（総合体育館「グリーンアリーナ」を除く）					●体育施設（総合体育館「グリーンアリーナ」を除く）							
施設名		利用区分		単位	使用料 (円)							
市民 プール	プール	個人利用	夏期		1回	150						
			夏期以外（温水）		1回	300						
		団体利用 （30人以上）	年間を通して定期的に 利用する場合	一般・学生	個人利用の5割							
				児童・生徒	1回	1,400						
	上記以外の場合			個人利用の8割								
	ロッカー（1個）				1回	50						
会議室	全面				1時間	200						
富士見 公園	野球場	全面		1時間		800						
		2分の1面		1時間		400						
		夜間照明		1時間		1,500						
施設名		利用区分				午前 9:00~ 12:00	午後 1:00~ 5:00	夜間 5:30~ 7:00 7:00~ 9:00				
市民 プール	プール	個人 利用	夏期	一般・学生	150円		150円					
				児童・生徒	70		70					
		夏期以外 （温水）	一般・学生	300		300						
			児童・生徒	150		150						
	団体利 用30人 以上	年間を 通して 定期的 に利用 する 場合	一般・学生	個人利用の5割								
			児童・生徒	1回につき 1,400								
上記以外の場合				個人利用の8割								
ロッカー	1回につき				50							
会議室	体育関係団体以外が利用する 場合				700	1,000	1,400					
富士見 公園	野球場	野球に利用する 場合(全面利用)	一般・学生	1時間につき 800								
			児童・生徒	" 400								
		ソフトボールに 利用する場合 (2分の1面利用)	一般・学生	" 400								
			児童・生徒	" 200								
夜間照明 使用料				" 1,500								

※使用料を改定する部分は色がついております。

	庭球場	ハードコート（1面）	1時間	200
		クレーコート（1面）	1時間	300
門井球場		全面	1時間	1,400
総合公園	野球場	全面	1時間	1,400
		スコアボード（電光掲示盤）一式	1回	1,500
	庭球場	クレーコート（1面）	1時間	700
		夜間照明（1面）	1時間	800
	弓道場	個人	1時間	150
		団体（6人以上）	1時間	900
	自由広場			無料
	第2自由広場			無料
	多目的広場			無料
下須戸運動場				無料

備考

- 1 一般・学生とは、一般社会人、大学の学生及び高等学校の生徒並びにこれらに準ずる者をいう。
- 2 利用時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間とする。ただし、野球場、庭球場及び夜間照明の利用において、日没等のやむを得ない理由により30分単位の利用の許可をしたときの利用時間は、この限りでない。
- 3 利用時間には、当該利用の準備及び後片付けの時間を含む。
- 4 幼児（満3歳以上）、小学校の児童及び中学校の生徒が利用する場合の使用料は、この表に規定する使用料の額に100分の50を乗じて得た額とする。ただし、市民プールの団体利用、ロッカー及び会議室並びに各体育施設の夜間照明の使用料については、この限りでない。

	庭球場	ハードコート	一般・学生	1面1時間につき 200		
			児童・生徒	" 100		
	庭球場	クレーコート	一般・学生	" 300		
			児童・生徒	" 150		
門井球場		一般・学生	1時間につき 1,400			
		児童・生徒	" 700			
総合公園	野球場	一般・学生	" 1,400			
		児童・生徒	" 700			
		スコアボード（電光掲示盤）一式	1回につき 1,500			
	庭球場	一般・学生	1面1時間につき 700			
		児童・生徒	" 350			
		夜間照明使用料	" 800			
	弓道場	個人	1時間につき	150	150	200
		団体（6人以上）	1時間につき	900	900	1,200

備考

- 1 一般・学生とは、一般社会人、大学の学生及び高等学校の生徒並びにこれらに準ずる者をいう。
- 2 児童・生徒とは、幼児（満3歳以上）、小学校の児童及び中学校の生徒をいう。
- 3 野球場、庭球場及び夜間照明の利用について、30分の利用許可をした場合の利用料金は、当該利用料金の2分の1の額とする。
- 4 利用料金の計算において10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

※使用料を改定する部分は色がついております。

- 5 野球場、庭球場及び夜間照明の利用において、日没等のやむを得ない理由により30分単位の利用の許可を受けた場合の使用料は、この表に規定する使用料の額に100分の50を乗じて得た額とする。
- 6 利用者の住所（個人にあってはその住所、法人、団体等にあってはその所在地）が市外の場合の使用料は、この表に規定する使用料の額（前2項に規定する場合にあっては、それぞれ前2項の規定により計算して得た額）に100分の150を乗じて得た額とする。
- 7 使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。

●総合体育館「グリーンアリーナ」

利用区分		利用単位	使用料（円）
メインアリーナ	全面	1時間	4,800
	3分の2面	1時間	3,200
	3分の1面	1時間	1,600
	バドミントンコート（1面）	1時間	400
	卓球台（1台）	1時間	200
卓球室	全面	1時間	1,600
	卓球台（1台）	1時間	200
柔道場	全面	1時間	1,000
	2分の1面	1時間	500
剣道場	全面	1時間	1,000
	2分の1面	1時間	500
会議室	全面	1時間	200
研修室	全面	1時間	400
	2分の1面	1時間	200

●総合体育館「グリーンアリーナ」

利用区分		利用料金	
		使用単位	金額（円）
メインアリーナ	全面	1時間	4,800
	3分の2面	1時間	3,200
	3分の1面	1時間	1,600
	バドミントンコート1面	1時間	400
	卓球台1台	1時間	200
卓球室	全面	1時間	1,600
	卓球台1台	1時間	200
柔道場	全面	1時間	1,000
	2分の1面	1時間	500
剣道場	全面	1時間	1,000
	2分の1面	1時間	500
会議室	全面	1時間	200
研修室	全面	1時間	400
	2分の1面	1時間	200

※使用料を改定する部分は色がついております。

サブアリーナ	全面	1時間	1,600
	2分の1面	1時間	800
	共用(1人)	1回 (2時間以内)	200
トレーニング室	共用(1人)	1回 (2時間以内)	500
ランニングコース	共用(1人)	1回 (2時間以内)	200

サブアリーナ	全面	1時間	1,600
	2分の1面	1時間	800
	共用	1人1回 (2時間以内)	200
トレーニング室	共用	1人1回 (2時間以内)	400
ランニングコース	共用	1人1回 (2時間以内)	200

備考

- 1 サブアリーナは、共用利用とする。ただし、教育委員会が特別に理由があると認めた場合は、この限りでない。
- 2 トレーニング室は、幼児、児童及び生徒の利用を禁止する。
- 3 利用時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間とする。
- 4 利用時間には、当該利用の準備及び後片付けの時間を含む。
- 5 幼児(満3歳以上)、小学校の児童及び中学校の生徒が利用する場合の使用料は、この表に規定する使用料の額に100分の50を乗じて得た額とする。ただし、会議室及び研修室の使用料については、この限りでない。
- 6 アマチュアの体育、スポーツ、レクリエーション及び社会教育活動以外で利用する場合の使用料は、この表に規定する使用料の額に4を乗じて得た額とする。
- 7 前項の場合において、物品の販売その他商行為で利用するときの使用料は、同項の規定により計算して得た使用料の額に3を乗じて得た額とする。
- 8 利用者が、入場料(入場料、会費、賛助金、寄附金その他名目のいずれかを問わず、入館する者から利用者が領収する金銭)を徴収して施設を利用する場合の使用料は、前2項の計算により得た使用料の額に1人1回について徴収する入場料の類の最高額に100を乗じて得た額を加えた額とする。
- 9 利用者の住所(個人にあってはその住所、法人、団体等にあってはその所在地)が市外の場合の使用料は、この表に規定する使用料の額(第5項から前項までに規定する場合にあっては、それぞれの規定により計算して得た額)に100分の150を乗じて得た額とする。
- 10 使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。

備考

- 1 サブアリーナは共用利用とする。ただし、教育委員会が特別に理由があると認めた場合は、この限りでない。
- 2 幼児(満3歳以上)、小学校の児童及び中学校の生徒が利用する場合の利用料金は、当該利用料金の2分の1の金額とする。
- 3 トレーニング室は、幼児、児童及び生徒の利用を禁止する。
- 4 準備及び原状回復のための時間は、利用料金の計算の時間を含むものとする。
- 5 アマチュアの体育、スポーツ、レクリエーション及び社会教育活動以外で利用する場合の利用料金は、当該利用料金の4倍とする。
なお、物品の販売その他商行為で利用する場合の利用料金は、前記利用料金を更に3倍した金額とする。
- 6 利用者が、入場料の類(入場料、会費、賛助金、寄附金その他名目のいずれかを問わず、入館する者から利用者が領収する金銭)を徴収して施設を利用する場合の利用料金は、前項の利用料金に1人1回について徴収する入場料の類の最高額に100を乗じて得た額を加えた金額とする。
- 7 利用料金の計算において10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

※使用料を改定する部分は色がついております。

●総合体育館「グリーンアリーナ」附属設備

利用区分		利用単位	使用料 (円)
電光得点表示板 (1対)		1回	1,500
放送設備 (1式)	メインアリーナ	1回	1,500
	サブアリーナ	1回	1,000
	柔道場	1回	1,000
	剣道場	1回	1,000
駐車場急速充電スタンド		1回	500

備考

- 1 駐車場急速充電スタンドの1回の利用時間は、30分を限度とする。
- 2 利用者の住所（個人にあってはその住所、法人、団体等にあってはその所在地）が市外の場合の使用料は、この表に規定する使用料の額に100分の150を乗じて得た額とする。ただし、駐車場急速充電スタンドの使用料は、この限りでない。

●総合体育館「グリーンアリーナ」附属設備

利用区分		利用単位	利用料金 (円) (1回につき)
電光得点表示板		1対	1,500
放送設備	メインアリーナ	1式	1,500
	サブアリーナ	1式	1,000
	柔道場	1式	1,000
	剣道場	1式	1,000